

平成 27 年 12 月 28 日

「あしぎんお守りプラン」の取扱開始について

足利銀行（頭取 松下 正直）は、平成 28 年 1 月 4 日（月）より、当行でジュニア N I S A 口座を開設・ご利用されるお客さまを対象とした、ジュニア N I S A 口座保険付帯サービス「あしぎんお守りプラン」のご案内を開始いたします。

記

1. 「あしぎんお守りプラン」について 【本サービスのポイント】

- ジュニア N I S A 口座利用のお子さまがケガで入院された場合、お見舞金をお支払いいたします。
⇒ 1 回の入院につき 3 万円をお受取りいただけます。日帰り入院も対象となります。
- 株式投資信託（MMF を除く）を 1 回のお手続きで 1 銘柄 20 万円以上（手数料等含む）購入したお客さま
または
積立投信（1 銘柄 1 万円以上／月）をお申込みいただき、初回引落しを確認できたお客さまが対象となります。
⇒ 保障は、購入日の翌月 1 日から（積立投信の場合は初回お引落日の翌月 1 日から）1 年間続きます。また、保障期間中に新たに対象となるお取引があった場合、（積立投信は初回お引落日から 1 年後の応当月にお引落しがあった場合）、保障は 1 年延長されます。
- お客さまによる保険料や、追加の手数料等の負担はございません。
⇒ 保険料は足利銀行が負担します。

※詳細および留意事項については、添付「あしぎんお守りプランパンフレット」、「入院生活サポート保険のしおり（契約概要・注意喚起情報）」を参照

2. ご案内開始日

平成 28 年 1 月 4 日（月）

3. ご提供開始日

平成 28 年 4 月 1 日（金）

※ご提供は、ジュニア N I S A 口座による資産運用の開始後となります。

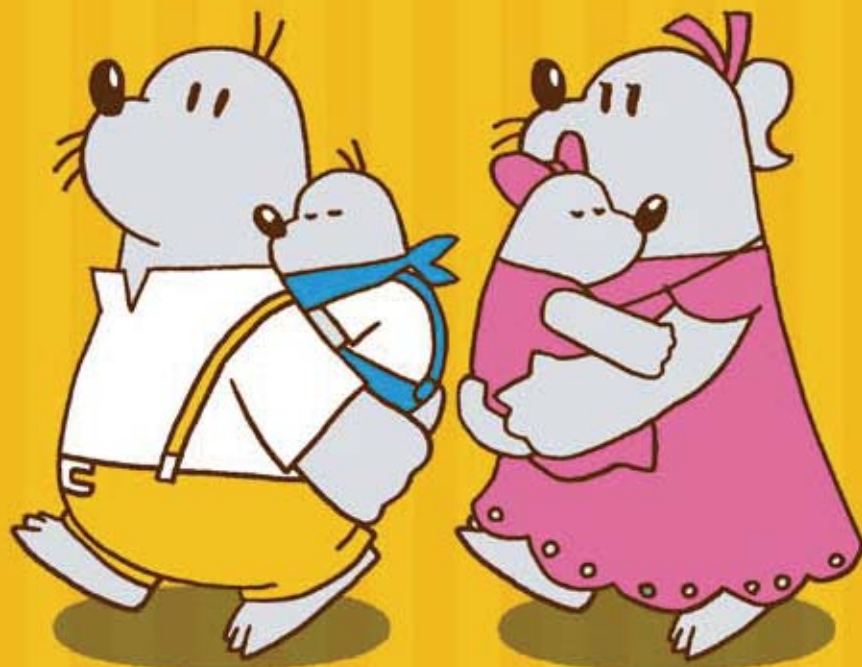
4. 取扱店

当行本支店

※一部お取扱できない店舗があります。

以 上

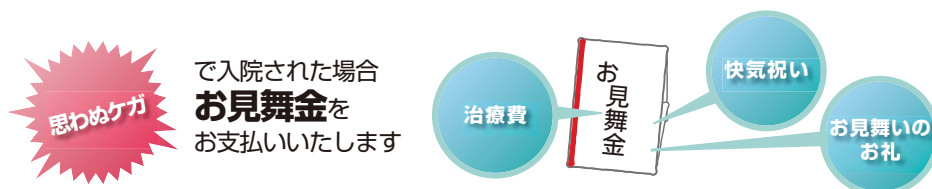
あしぎん お守りプラン



あしぎんでジュニアNISA口座を
ご利用のみなさまへご案内

お子さまの元気な毎日をサポートする「あしぎん お守りプラン」

「ジュニアNISAで資産運用」と、「ケガの入院保障」をパッケージしました。ジュニアNISA口座をご利用のお子さまがケガで入院された場合、足利銀行がお見舞い金^{*1}をご用意する保障サービスです。日帰り入院^{*2}も対象です。



【お見舞い金¹ 回の入院につき30,000円(支払限度回数:24回)】をお受取りいただけます。

条件

株式投資信託(MMF除く)を、1回のお手続きで1銘柄20万円以上(手数料等含む)のご購入、または積立投信(1銘柄1万円以上/月)をお申込みされ、初回引落しが確認できた場合、1年間無料保障を提供。
※積立投信をお申込みのお客さまで初回引落しが確認できなかった場合は、本サービスの対象とはなりません。

保障開始

株式投資信託のご購入日の翌月1日、もしくは積立投信の初回振替日の翌月1日。

保障継続条件

積立投信の初回振替日から1年後の応当月に当該積立投信の引落しが確認できた場合、または保障期間中に新たに上記条件の対象となるお取引が確認できた場合は、さらに1年間保障が継続。

例1

積立投信の引落しを続けている場合



1年後の応当月に積立投信の引落しが確認できれば保障は継続します。

例2

当初、株式投資信託を20万円で購入、保障期間中(2016/6/1~2017/5/31)に新たに対象となるお取引が確認できた場合



保障期間中に新たに対象となるお取引が確認できた場合は、さらに1年間保障が継続

*1 この資料で「お見舞金」と説明しているものは、カーディフ損害保険会社を引受保険会社とする「入院生活サポート保険」の保険金です。詳しくは、右記の保障概要をご確認ください。

*2 「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

あしぎんお守りプラン 保障の概要

対象となる方	ジュニアNISA口座にて ①株式投資信託(MMFを除く)を1回のお手続きで1銘柄20万円以上(手数料等含む)ご購入いただいた口座開設者本人(未成年者) または ②積立投信(1銘柄1万円以上/月)をお申込みされ初回引落しが確認できた口座開設者本人(未成年者)
保険の正式名称	入院生活サポート保険 傷害入院のみ保障特約付
保険の内容	ケガにより入院した場合に保険金が支払われる保険です。日帰り入院も対象となります。 ※「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
保険契約者	足利銀行
保険料	足利銀行が負担いたします。
被保険者	上記対象となる方
保険金額	1回の入院につき30,000円
保険金受取人	被保険者 ※保険金請求の時点で被保険者が未成年の場合、親権者に保険金請求のお手続きをしていただくことになります。
保障期間	株式投資信託はご購入日の翌月1日から1年間 積立投信は初回振替日の翌月1日から1年間 ただし、以下の保障継続条件を満たした場合、保障期間は1年延長されます。(以降、毎年同様に取扱います。) ・保障期間中に新たに対象となるお取引が確認できた場合 ・積立投信は初回振替日から1年後の応当月に引落しが確認できた場合 ※保障期間中でも、ジュニアNISA口座を解約された場合などは保障が終了となります。詳しくは「入院生活サポート保険のしおり(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。
支払限度回数	24回 ※保障期間終了後の入院は対象となりません。
保険金をお支払いする場合	保障期間中に被ったケガの治療を直接の目的として保障期間中に入院を開始した場合に保険金をお支払いします。 ※病気による入院、手術、通院は、保障の対象ではありません。 ※退院日の翌日から180日以内に、同一の原因によるケガにより再び入院した場合は、前の入院と後の入院は、「1回の入院」とみなします。
引受保険会社	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール(カーディフ損害保険会社) 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター9階 ■お問い合わせ先 保障内容についてご不明な点や、保険金のご請求については、下記のカスタマーサービスセンターにご連絡ください。 カーディフ損害保険会社 カスタマーサービスセンター TEL 0120-223-628 (携帯電話・PHSからもご利用できます。) 受付時間9:00～18:00(祝日、年末年始を除く)

●ジュニアNISA口座開設のお手続きは、最寄りのお取引店にお申出ください。●ジュニアNISA口座開設には、口座開設者本人(未成年者)と法定代理人の方の本人確認書類や法定代理人の続柄が確認できる書類、マイナンバーを確認できる書類(市区町村から郵送される個人番号が記載された「通知カード」等)等が必要になります。●ジュニアNISA口座を開設するためには、普通預金口座および投資信託のお取引口座をご開設いただく必要があります。●ジュニアNISA口座以外でのお取引は、本プランの対象となりません。●個人情報の取扱いについてご同意いただけない場合は、本プランの対象となりません。●投資信託にはご注文を受付けない日(ファンド申込不可日)がございますので、ご了承ください。●なお、本プランは予告なく終了する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは裏面のご留意事項をご覧ください。

詳しくはお近くの窓口または〈あしぎん〉フリーダイヤルまでお問い合わせください。

あしぎんフリーダイヤル

 **0120-21-6556** または **028-627-8737** (通話料有料) 受付時間/平日9:00～18:00(銀行休業日を除く)

あしぎんお守りプラン(入院生活サポート保険 傷害入院のみ保障特約付)についてのご注意事項

■あしぎんお守りプラン(入院生活サポート保険 傷害入院のみ保障特約付)について

●あしぎんお守りプラン(入院生活サポート保険 傷害入院のみ保障特約付)は、被保険者がケガの治療を直接の目的として入院をした場合に保険金をお支払いする保険です。なお、病気による入院、手術、通院は保障の対象ではありません。

●本資料は、商品の概要について説明しています。さらに詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合(免責事項)などお客さま(ジュニアNISA口座開設者本人(未成年者))に不利益となる事項の説明は、「入院生活サポート保険のしおり(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

■個人情報の取り扱いについて

当行は入院生活サポート保険契約の引受、維持管理、保険金の支払いに利用するため、本保険契約を引受けるカーディフ損害保険会社に対し、お客さま(ジュニアNISA口座開設者本人(未成年者))に関する個人情報(氏名、年齢等)を提供させていただきます。保険会社は取得したお客さま(ジュニアNISA口座開設者本人(未成年者))の個人情報を上記目的の他、保険事業に関連・付随する業務の範囲内で必要な場合のみ、保険契約者、他の保険会社、業務委託先および再保険会社に提供します。

【引受保険会社】カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール(カーディフ損害保険会社)

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター9階

お客さま相談室 TEL:03-6415-6051

受付時間 9:00 ~ 18:00(祝日、年末年始を除く)

ジュニアNISAご利用時のご注意事項

- ・ジュニアNISA口座(未成年者口座)は、全ての金融機関等を通じて一人1口座しか開設できません。また、NISAと異なり金融機関等の変更はできません。
- ・株式投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、ジュニアNISAによるメリットを享受できません。
- ・株式投資信託における分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となります。
- ・ジュニアNISA口座内の株式投資信託を換金等しても、非課税投資枠の再利用はできません。また、年間80万円までの非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰越すこともできません。
- ・ジュニアNISA口座内の取引で損失が発生しても、税務上ないものとされるため、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等の損益の通算、損失の繰越控除もできません。
- ・18歳(※)までは、原則として払出すことができません。また、天災等の税法が定めるやむを得ない事由以外により、ジュニアNISA口座から払出しがあった場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされ、払出時に課税されます。
- ・※)口座開設者本人(未成年者)が、3月31日時点で18歳である年の前年12月31日(参考例:高校3年生の12月末)
- ・ジュニアNISA口座内の資産は、口座開設者本人(未成年者)に帰属するものに限定されます。またジュニアNISA口座からの払出しは、口座開設者本人(未成年者)または法定代理人に限り行うことができます。口座開設者本人(未成年者)が成人になるまでの払出しは、原則として口座開設者本人(未成年者)の同意が必要となります。

投資信託のご注意事項

投資リスク

投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に基準価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

費用等

お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.24%(税込))がかかります。保有期間中は、信託報酬(信託財産純資産総額に対し実質最大年2.1384%(税込)程度)が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」をお渡ししますので、内容を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」は、当行の本支店の店頭にご用意しております。●当行ではお客さまに合った商品をご提案しております。ご相談内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、予めご了承ください。なお、一部お取扱いできない店舗がございます。

●お気軽にお問い合わせください

<http://www.ashikagabank.co.jp/>



お近くの支店のスマイルデスクまでどうぞ

私たち専門スタッフが、お客さまの資産づくりのご相談を承ります。

商号 株式会社足利銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号 加入協会 日本証券業協会

あしぎんフリーダイヤル

0120-21-6556

または **028-627-8737** (通話料有料)

受付時間/平日9:00~18:00(銀行休業日を除く)

入院生活サポート保険のしおり（契約概要・注意喚起情報）

本書面を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承ください。また、本書面は大切に保管ください。

※本書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。保障内容等についてご不明な点はカーディフ損害保険会社（以下「保険会社」と記載します）までお問い合わせください。※使用する用語の説明は最後のページに掲載しています。

【注意】ジュニアNISA口座で投資信託を購入されなかった場合は、この保険契約の被保険者とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

契約概要 保険契約の内容をご理解いただくために、特に重要な事項が記載されています。

1. 商品のしくみ

この保険契約は銀行等金融機関（以下「金融機関等」といいます。）を保険契約者とし、保険契約者である金融機関等で、入院生活サポート保険付のジュニアNISA口座で投資信託を金融機関等の所定の要件でご購入されたお客さま（ジュニアNISA口座開設者本人（未成年））を被保険者とする団体保険契約^{*1}です。（*1）保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利、また、保険会社との間の契約条件を決定・変更する権利は、保険契約者である金融機関等が有します。

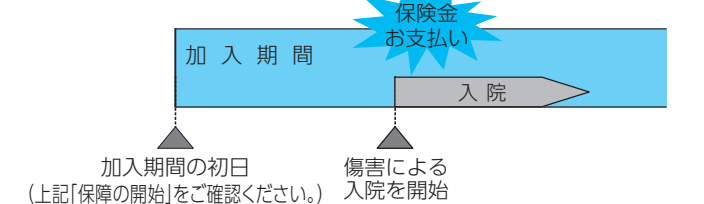
保険の種類	入院生活サポート保険（傷害入院のみ保障特約 付）
契約者	足利銀行
被保険者（加入者）	ジュニアNISA口座で投資信託を購入された ^{*2} お客さま（*2）ご加入いただける被保険者の範囲等はパンフレット等をご確認ください。
保険金の額	1回の入院につき30,000円
保険金受取人	被保険者
保険料	保険契約者である金融機関等が負担
保障の開始	ジュニアNISA口座で購入した投資信託の種類に応じて、次をこの保険の加入期間の初日とし、この日から保障を開始します。 ● 株式投資信託（MMFを除く）：購入日の翌月1日 ● 積立投信：初回振替日の翌月1日
保障期間	1年（加入期間の初日の1年後の応当日0時まで） ※ただし、次の保障継続条件を満たした場合は保障期間が1年延長されます（以降、毎年同様に取り扱います。）。 【保障継続条件】● 保障期間中に新たに対象となるお取引が確認できた場合 ● 積立投信は初回振替日から1年後の応当月に引き落としが確認できた場合
保障の終了	次のいずれかに該当した場合、保障は終了します。 ● 上記「保障期間」に記載の【保障継続条件】を満たさなかったとき ● 保険金の支払いが、加入期間を通算して支払限度期間に達したとき ● 入院生活サポート保険付のジュニアNISA口座を解約したとき（保障の終了日は、解約日の属する月の末日となります。） ● 被保険者が亡くなったとき ● 保険契約者の事情により保障を終了するとき
支払限度期間（支払限度回数）	24ヵ月（24回） ※保障期間終了後の入院は対象となりません。
配当金	無 解約返戻金（脱退時） 無

2. 保障内容

(1) 保険金が支払われる場合

被保険者が、加入期間の初日以後に被った傷害の治療を直接の目的として加入期間中に入院を開始した場合に保険金（入院生活サポート保険金）をお支払いします。【注意】病気による入院は保障の対象ではありません。

【入院生活サポート保険のしくみ図】



①【入院について】

● 入院とは、被保険者が被った傷害に治療が必要な場合に、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に被保険者以外の医師の管理下において治療に専念することをいいます（いわゆる、日帰り入院を含みます。）。● 入院は、その傷害の原因の日からその日を含めて180日以内に開始したものに限りま。● 入院は、加入期間の初日以後に被った傷害による入院で、かつ保険金が支払われない場合に該当しない入院をいいます。● 入院が終了した日の翌日から180日以内の加入期間中に、その終了した入院の直接の原因となった傷害^{*3}によって再び入院した場合は、前の入院と後の入院（以下「再入院」といいます。）は、「1回の入院」とみなします。● 「再入院」が、

前の入院が終了した日の翌日から180日を経過した後を開始した場合は、その再入院は異なる入院として取り扱い、お支払いの可否を判断いたします。（*3）入院の直接の原因となった傷害と医学上重要な関係がある傷害を含みます。

図1：入院と再入院をあわせて「1回の入院」とする場合

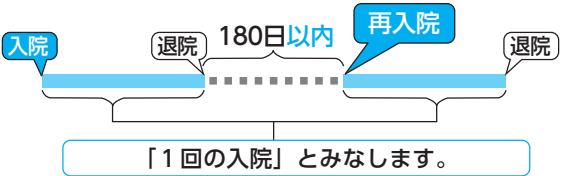
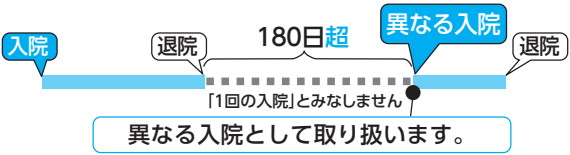


図2：異なる入院として取り扱う場合



(2) 保険金が支払われない主な場合

① 次のいずれかに該当する事由によって生じた入院に対しては、保険金を支払いません。● 保険契約者^{*4}または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷害 ● 保険金を受け取るべき者^{*5}の故意または重大な過失によって被った傷害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りま。● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害 ● 被保険者の薬物依存^{*6}によって被った傷害 ● 戦争その他の変乱^{*7}によって被った傷害。ただし、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと保険会社が認めた場合は、保険会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。● 地震、噴火または津波によって被った傷害。ただし、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと保険会社が認めた場合は、保険会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。● 被保険者が法令に定める運転資格^{*8}を持たないで運転している間に生じた事故によって被った傷害 ● 被保険者が法令に定める酒気帯び^{*9}運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によって被った傷害 ● 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって被った傷害 ● 被保険者の妊娠、出産^{*10} ● 被保険者の精神障害^{*11} ● 頸部症候群^{*12}または腰痛でいずれも医学的他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

（*4）保険契約者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。（*5）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。（*6）被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によるものをいいます。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。（*7）外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱およびその他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によるものをいいます。（*8）運転する地における法令によるものをいいます。（*9）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態を含みます。（*10）妊娠にともなう合併症、異常分娩は含みません。（*11）「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に該当するものをいいます。（*12）いわゆる「むちうち症」をいいます。

② 被保険者の入院の原因となった傷害を被った日が、加入期間の初日より前である場合は、その入院については保険金を支払いません。

3. 保険金の請求

被保険者が保険金が支払われる場合に該当されたときは、30日以内に保険会社へご通知ください。※お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由に該当した場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合について必ずすみやかにご連絡ください。

(1) 保険金請求書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人^{*13}を含む）に、次の書類のうち、保険会社が求めるものをご提出いただきます。● 保険金請求書 ● 身体障害の内容および入院を証明する被保険者以外の医師の診断書 ● 入院日数を記載した病院または診療所の証明書 ● 事故証明書 ● 同意書 ● 上記の他、保険金のお支払いに必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類

(2)代理請求人制度

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者に代理人がいなるときは、次のいずれかの方がその事情を示す書類をもってその旨を申し出ていただくことにより、被保険者の代理人として保険金を請求できます。

次の条件に該当する方にも、この保険の内容および代理請求人制度についてご説明ください。①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限る)②①の方がいない場合、または①の方に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族③①および②の方がいない場合、または①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

【注意】代理請求をされた方に保険金をお支払いした場合、その後被保険者からその保険金についてご請求を受けても、重複してはお支払いしません。

(3)保険金の支払時期

請求の手続きが完了した日を含めて30日以内に保険金の支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、確認に特別な照会または調査が必要となり30日以内に支払いができないときは、その確認する事項と確認を終える時期を通知します。

【注意】正当な理由がなく、事故のご連絡がない場合、保険会社は、それによって被災した損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

【注意】被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人*13を含む)が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いしません。

【注意】被保険者が未成年の場合は、親権者の方が保険金請求手続きを行ってください。

(*13)代理人:法定代理人または被保険者から保険金の請求を委任された第三者の方をいいます。

注意喚起情報

保険契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項が記載されています。

1. お申込の撤回等

この保険契約は、金融機関等が保険契約者となり保険料を負担する団体保険契約のため、保険契約の申し込みの撤回または保険契約の解除(クーリング・オフ)の適用対象となりません。

2. 契約の無効・取り消し

①次に掲げる事実があった場合は、ご契約が無効になることがあります。

● 保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約をした場合 ● 加入期間の初日の満年齢が、保険会社の取扱う年齢の範囲外であった場合(その加入期間の保険契約)

②詐欺または強迫によって締結された場合は、ご契約が取り消されることがあります。

3. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約が解除されることがあります。①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由の原因を生じさせ、または生じさせようとしたこと。②被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。③他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。④保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力等に該当すると認められた場合。⑤①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

【注意】①から⑤までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したその支払事由に対しては、保険金は支払われません。

4. 時効

保険金を請求する権利は、支払事由発生の際の翌日から3年間で消滅します。

5. 保険金が支払われない主な場合

「契約概要」でご確認ください。

6. 引受保険会社が経営破綻した場合

万一引受保険会社が経営破綻した場合、保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、破綻時の引受保険会社の財務内容により保険金の額が削減されたりする場合があります。保険金のお支払いは、損害保険契約者保護機構により保護されます。ただし、お支払金額が減額される場合等があります。詳細はカーディフ損害保険会社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

7. 個人情報の取り扱い

この保険契約のご加入には、以下の個人情報の取扱いについてご同意いただく必要があります。①本契約に際して取得した個人情報は、保険契約者である金融機関等(以下「保険契約者」といいます。)*が取得し、保険契約者が本保険契約を締結する保険会社(共同保険引受会社を含みます。以下同じ。)*に提供します。また、保険会社は、本保険契約の対象となる保障付金融商品の契約金額・契約期間等のお取引内容に関する個人情報について、保険契約者から提供を受けこれを取得します。②保険契約者は、本保険契約の運営におい

て入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのため利用します。また本保険契約の加入可否結果を保障付金融商品のご加入に際し利用することがあります。保険会社は、お客さまの個人情報を、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、その他保険事業に関連・付随する業務に限り利用します。③機微(センシティブ)情報である人種、民族、信条、門地、本籍地、保健医療、性生活、犯罪経歴、または労働組合への加盟に関する情報については、保険業法施行規則第53条の10および第234条第1項第17号にもとづき、保険事業の適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。保険会社は、これらの情報については、限定されている目的以外では取得、利用いたしません。④保険会社は、引受リスクを適切に管理するために再保険(再々保険以降の再保険を含みます。)*を利用することがあります。そのため、再保険引受会社における本保険契約に関する再保険の引き受け、継続・維持管理、再保険金等支払いに利用することを目的として、これらの業務遂行に必要な被保険者の個人情報(氏名、性別、生年月日、保険金額等の保険契約内容に関する情報、および保険契約に関する引き受けおよび損害調査時に利用する告知書記載事項を含む保健医療等の機微(センシティブ)情報等)ならびに保険会社における支払結果を再保険引受会社に提供することがあります。⑤保険会社は、加入可否結果等保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。⑥今後、保障付金融商品の契約金額・契約期間等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。⑦カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール(カーディフ損害保険会社。以下「当社」といいます。)*が取得したお客さまの個人情報は、当社と個人情報を共同利用するカーディフ・アシュアランス・ヴィ(カーディフ生命保険会社)*が取得・利用することがあります。その際、保健医療等に関する機微(センシティブ)情報は、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務上必要な範囲で取得・利用します。⑧保険会社におけるお客さまの個人情報の取扱いの詳細について当社およびカーディフグループにおけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取扱いならびに共同利用についての詳細は、ホームページ<http://www.cardif.co.jp/risques/>にて、ご確認ください。

8. 引受保険会社、相談窓口

引受保険会社

カーディフ損害保険会社

(カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール)

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター9階

相談窓口

保障内容についてご不明な点や、ご請求については、下記にご連絡ください。

カーディフ損害保険会社 カスタマーサービスセンター

TEL 0120-223-628

受付時間:9:00~18:00 (祝日・年末年始を除く月曜日~金曜日)

指定紛争解決機関

カーディフ損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。カーディフ損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、下記に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン

TEL 03-5425-7963

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始等休)

※詳細は保険オンブズマンのホームページ

(<http://www.hoken-ombs.or.jp/>)をご覧ください。

用語のご説明

このしおりで使用する用語は、それぞれ次の定義によります。

①被保険者：この保険の対象となる方（保障の対象となる方）をいいます。

②保険金：入院生活サポート保険金をいいます。

③支払限度期間：同一の被保険者について通算して保険金を支払う限度期間をいいます。

④傷害：被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害*1をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*2を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。（*1）傷害の原因となった事故を含みます。（*2）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

⑤治療：医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

⑥加入期間：ご加入いただいた保険契約に加入している期間をいいます。